

雨水対策

市街化の進展や短時間の局地的な大雨（いわゆるゲリラ豪雨）の増加に伴い、既存の雨水排水施設で処理しきれず、都市内で浸水被害が頻繁に生じています。このような中、都市における水害から人命・財産や都市機能を守るため、総合的な浸水対策が求められております。県内においても、浸水被害が頻発しており、着実にハード対策を進める必要があることから、市町村で早期に浸水被害軽減を図る雨水対策事業を実施し、計画的・効率的に推進しています。



【100mm/h 安心プラン】

近年、ゲリラ豪雨により、浸水被害が多発していることから、局地的な大雨に対しても住民が安心して暮らせるよう、河川と下水道の連携によるハード整備や、住民の避難行動を支援するためのソフト対策により、住宅地や市街地の浸水被害等の軽減を図る必要があります。

100mm/h 安心プランは、この対策の1つとして、関係分野の行政機関が役割分担し、住民（団体）や民間企業等の参画のもと、住宅地や市街地の浸水被害の軽減を図るために実施する取組を定めた計画です。令和5年度末で、全国で25件の計画が登録されており、県内では2件の計画が登録されています。

市町村	水系 / 河川	計画登録年月日
水戸市	那珂川水系 / 桜川（沢渡川）	平成30年1月31日
ひたちなか市	那珂川水系 / 中丸川、大川	令和元年9月20日

【下水道施設の浸水対策（耐水化計画）】

令和元年東日本台風では、河川の氾濫等の発生により下水道施設が浸水し、機能の停止によって住民生活に多大な影響を与えました。河川の氾濫等の災害時においても一定の下水道機能を確保し、下水道施設被害による社会的影響を最小限にするため、耐水化計画の策定及びハード・ソフトによる施設の浸水対策を進めています。



【雨水公共下水道】

もともと公共下水道により雨水排除及び汚水処理を実施することを予定していた地域のうち、汚水処理方式を見直して公共下水道による汚水処理を行わないこととした地域において、雨水排除のみに特化した下水道の整備を実施しています。（県内では、平成 29 年より鹿嶋市、令和 5 年より大子町で実施。）

【雨水出水浸水想定区域の指定】

水害リスク情報の空白地帯の解消を目的として、令和 3 年度に水防法が改正され、下水道による浸水対策を実施する全ての団体において、想定最大規模降雨（1000 年に 1 回程度の降雨）に対する雨水出水浸水想定区域を指定することが義務付けられました。

市町村では、浸水想定に必要となる想定最大規模降雨による浸水シミュレーションを実施するとともに、雨水出水浸水想定区域の指定と合わせて、市町村地域防災計画の見直しや内水ハザードマップの作成を進めています。

【内水ハザードマップ】

市町村によって、雨水排除を目的とした管きょやポンプ場、貯留施設等のハード対策が進められておりますが、時間と財政的制約のなかで緊急かつ効率的に浸水被害の軽減を図るためには、「ソフト対策、自助・共助の促進による被害の最小化」が極めて重要な対策になります。

ソフト対策の一つである「内水ハザードマップ」は、浸水に関する情報等を住民に分かりやすく提供するとともに、住民を円滑に避難・誘導するための機能や自助及び共助を促すための機能を有することから、市町村において、早期公表に向けて、作成が進められています。

【内水対策に関するワンストップ相談窓口】

各地で頻発する内水氾濫の要因は、地形的条件や排水能力及び放流先のキャパシティ不足など、地域によって様々であり、市町村においては、対策方針の決定に苦慮しております。

こうした状況を踏まえ、県では「内水対策に関するワンストップ相談窓口」を設け、市町村が内水対策を実施するうえで抱える課題などを包括的に受け止め、関係部と連携し、地域特性に応じた効果的な対策を助言するなど、浸水被害の防止・軽減対策について支援しています。

▼ワンストップ相談窓口フロー図

